

総行住第 213 号
令和 2 年 12 月 28 日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について（通知）

「マイナンバーカードの交付の早期化と交付事務の滞留防止のための制度的対応及び個人番号カード交付事務費補助金要綱の改正に係る調査について」（令和 2 年 10 月 16 日付け事務連絡）により、マイナンバーカードの早期かつ円滑な交付に資する制度的対応に関する要望を調査しましたが、その結果を踏まえ、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成 27 年 9 月 29 日付け総行住第 137 号通知）の一部を下記のとおり改正することとしました。

各都道府県におかれては内容を承知の上、域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に周知してください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正内容

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

なお、新旧対照表とは別に、事務処理要領で掲げられている様式内の押印欄を削除しているので留意されたい。

第 2 実施期日

この通知は、令和 3 年 1 月 1 日から実施する。

担当：総務省自治行政局住民制度課
本橋係長、箕打官、石井官
03-5253-5517（直通）